

## 平成30年9月玉川村議会定例会

### 議 事 日 程 (第1号)

平成30年9月7日(金曜日) 午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 村長の提案理由の説明

出席議員（12名）

1番	小 針 竹千代 君	2番	石 井 清 勝 君
3番	車 田 幹 夫 君	4番	渡 邊 一 雄 君
5番	塩 澤 重 男 君	6番	小 林 徳 清 君
7番	飯 島 三 郎 君	8番	田 子 武 幸 君
9番	西 川 良 英 君	10番	三 瓶 力 君
11番	大和田 宏 君	12番	須 藤 利 夫 君

欠席議員（なし）

---

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局 長	塩 田 敦	主 事	大 竹 絵美子
-------	-------	-----	---------

---

説明のため出席した者の職氏名

村 長	石 森 春 男 君	副 村 長	川 俣 基 君	
教 育 長	鈴 木 文 雄 君	総 務 課 長	丹 内 一 彦 君	
住 民 課 長	須 釜 信 一 君	税 務 課 長 兼 会 計 管 理 者	溝 井 浩 一 君	
健康福祉課長	矢 部 玄 幸 君	産 業 振 興 課 長 兼 農 業 委 員 会 長	須 田 潤 一 君	
地域整備課長	石 井 雅 夫 君	事 務 局 長	教 育 課 長	塩 澤 理 博 君
公 民 館 長	小 針 敬 子 君			

---

◎開会の宣告

○議長（須藤利夫君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は12人であります。定足数に達していますので、平成30年9月玉川村議会定例会を開会します。

(午前10時01分)

---

◎開議の宣告

○議長（須藤利夫君） 直ちに本日の会議を開きます。

---

◎議事日程の報告

○議長（須藤利夫君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

---

◎会議録署名議員の指名

○議長（須藤利夫君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、

5番 塩 澤 重 男 君

6番 小 林 徳 清 君

を指名します。

---

◎会期の決定

○議長（須藤利夫君） 日程第2、会期の決定の件を議題にします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から9月14日までの8日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（須藤利夫君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日から9月14日までの8日間に決定しました。

---

### ◎村長の提案理由の説明

○議長（須藤利夫君） 日程第3、村長の提案理由の説明を求めます。

村長、石森春男君。

〔村長 石森春男君登壇〕

○村長（石森春男君） 皆さん、おはようございます。

昨日未明に発生いたしました震度7を記録した北海道胆振東部地震は、多くの犠牲者を出し、たくさんの方々が安否不明と大きな災害となっております。亡くなられた方々のご冥福をお祈り申し上げますとともに、お見舞いを申し上げたいと思います。

また、台風21号も、去る9月3日から4日にかけて近畿地方や関西地区に大きな災害をもたらし、自然災害の驚異を知らされたところでもあります。改めて自然災害の対応への難しさや、危機管理体制の対応等について考えさせられたところでもあります。

さて、記録的な猛暑が続いた夏も終わり、涼しさの中に収穫の秋を感じられる本日ここに、平成30年9月議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には、公私ともに何かとご多用のところをご参集いただき、まことにありがとうございました。

今年の夏は、7月中旬以降、観測史上最高気温が5年ぶりに更新され、また、観測地点で40度を越す市町村が何カ所か記録されるなど、今までに経験したことがないような暑さが続きました。この事態に気象庁は緊急記者会見を開き、「命の危険のある暑さ。一つの災害と認定している」と危機感を示し、注意喚起をいたしました。

また、西日本を中心に広い範囲で集中豪雨による大きな災害が発生し、多くの方が犠牲となりました。改めてご冥福をお祈り申し上げますとともに、被災された方々にお見舞いを

申し上げます。

現在のところ、本村では台風などの大きな被害はありませんが、これから台風の多い季節を迎えますので、関係機関と連携し、災害対策に万全を期すよう指示をしたところであります。

さて、国ではアベノミクス効果により、第二次安倍内閣の発足以来、5年間で名目GDPは56兆円ふえ、11.3%成長し、正社員の有効求人倍率は統計開始以来過去最高となり、賃上げも実現され、デフレ脱却に向け日本経済は確実に前進を続けており、農林水産物も5年連続で過去最高の輸出額を更新しているとしております。

また、40代以下の若手の新規就農者が、調査開始以来、初めて3年連続で2万人を超えたこと、日本を訪れる外国人観光客が初めて年間3,000万人を超えるペースで推移するなど、多くの経済指標で改善が見られているとしております。

また、来年10月からの消費税引き上げに合わせ、3歳から5歳までの幼児教育を一気に無償化し、再来年4月には、真に必要な子どもたちの高等教育の無償化を行うほか、消費税引き上げによる経済的な悪影響を緩和することとしています。

一方で、9月20日には自民党総裁選を控えておりますので、今後の動向を注視していきたいと考えております。

また、「経済財政運営と改革の基本方針2018」において、プライマリーバランスの黒字化目標の達成時期を2020年度から2025年度に先送りしましたが、「経済再生なくして財政健全化なし」との基本方針のもと、経済再生と両立する新たな財政健全化目標の達成のため、団塊世代が75歳に到達する2022年度は社会保障関係費の急増が見込まれることを踏まえ、2019年度から2021年度を「基盤強化期間」と位置づけ、経済成長と財政を持続可能とするための基盤固めを行うこととしています。

そのような中で、政府の来年度予算の総務省の概算要求では、2018年度地方財政計画の水準を下回らないよう確保するとしておりますが、臨時財政対策債の発行については圧縮していくとしており、地方財政にとっては大変厳しい状況となることが予想されますので、今後も国の動向を注視し、さらなる情報の収集に努め、適切に対応してまいりたいと考えております。

一方、福島県においては、2020年東京オリンピック・パラリンピックの聖火リレーが福島からスタートすることが決まり、あわせて野球・ソフトボールの開幕戦、特にソフトボールの開幕戦は、東京オリンピックの全日程の1番初めに開催されることが決まりました。福島

県全体で復興五輪の機運が醸成されることを期待するとともに、村においても復興五輪の成功にできる限りの支援をしていきたいと考えております。特に聖火リレーにつきましても、福島空港が経由されることを関係市町村として要望してまいりたいと考えております。

また、福島空港の沖縄定期路線再開に向け、福島・沖縄両県の行政、経済・文化団体、航空会社等で構成される「うつくしま・ちゅらしま交流・福島空港利用促進連絡会」が設立されるなど、県においても定期路線復活に力を注いでいるところであり、村としてもこうした取り組みに積極的に参画してまいります。

さらに、村では、福島空港利活用促進に向け、ベトナムへのチャーター便を利用して11月に行う「福島空港開港25周年記念たまかわ村民の翼」の募集を開始したところであり、今後とも県や周辺市町村などと歩調を合わせ、連携して進めてまいりたいと考えております。

村においては、大きな懸案事項であります中学校統合問題や地域振興施策の展開等について広く村民の方々のご意見をいただくため、6月19日から7月11日までの11日間にわたり開催した村民懇談会においては、222名の出席を賜り、さまざまなご意見やご要望をいただきました。今後の村政運営に反映してまいりたいと考えております。

特に中学校の統合問題につきましては、これまでの経過、統合の目的や効果、そして、統合に向けた今後のスケジュールなどについてご理解をいただいたと考えており、村としては、2つの中学校を統合し、新しい学校名で現在の泉中学校を使用して、平成32年4月1日に開校することを決定したところであります。

今後は、新中学校開校に向け、「玉川村学校統合準備委員会」や詳細を検討する「学校運営部会」「校名・校歌・校章・制服部会」「通学・PTA部会」そして「総務部会」の4つの部会を中心に具体的な作業を進めてまいりたいと考えておりますので、議員の皆様にもご協力とご理解を賜りたいと思います。

平成30年度も上半期の最終月となり、各種事業を点検、確認しながら進めております。

まず、保健衛生、福祉関係については、「元気なたまかわウォーキングポイント事業」を7月からスタートし、各行政区のウォーキングコースに看板を設置し、全戸にコースのマップとポイント記入台紙を配布しております。

また、子育ての総合的な相談支援窓口「子育て世代包括支援センター」では、乳幼児健診の受診機会をふやし、切れ目のない相談体制づくりを進めております。

なお、議員の皆様にもご案内をしておりますが、あす9月8日には村の敬老会が開催されます。75歳以上の村民990名を招待し、盛大にとり行いますので、ご出席くださいますよう

お願いをいたします。

生活環境については、地域の防災拠点となる玉川村消防団の吉分団屯所の建築に向けた準備と、今回議案として提案しております消防小型動力ポンプ積載車や小型動力ポンプの更新も進めてまいります。

活力ある村づくりにつきましては、道の駅たまかわに併設しております農産物加工施設において、施設利用者をサポートする指導員を活用した農産物6次化の取り組みを進めており、利用数も順調に伸びております。

夏から秋にかけてはイベントが多く、去る8月13日には、たまかわ水合戦、夏祭りが開催され、夜には雨も上がり、きれいな花火を見ることができ安堵いたしました。9月9日には第9回道の駅・空の駅祭りが福島空港で開催され、また、翌週15日には空の日記念事業も開催されます。9月29日、30日には第2回全国さるなし・こくわサミットを開催し、30日には第2回さるなしウォークも同日に開催いたします。多くの方々に参加していただき、特産品であるさるなしの魅力、そして、玉川村の魅力を体感してほしいと考えております。

教育については、玉川大学との連携事業により、夏休み期間中に、玉川大学の大学生が指導者となり、村内の小中学生を対象に学習支援事業を開催したほか、村内の中学1年生を対象に玉川大学を訪問し、キャンパス見学や、模擬授業を体験するなどの事業を実施いたしました。

また、7月下旬には、中学2年生を対象とした国内研修を北海道で行ったところであり、これからも新たな経験を通じ、確かな学力と豊かな心を持った青少年の育成に積極的に取り組んでまいります。

以上、これまでの主な取り組みについて申し上げ、行政報告とさせていただきます。

それでは、今定例会に提案いたしました議案について、提案理由のご説明を申し上げます。

まず初めに、議案第44号 平成29年度玉川村上水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算の認定についてであります。未処分利益剰余金729万7,350円のうち、200万円を減債積立金に、500万円を建設改良積立金に積み立て、29万7,350円を繰り越す処分について、地方公営企業法第32条第2項の規定により議会の議決を求めるものであります。

また、平成29年度玉川村上水道事業会計決算について、同法第30条第4項の規定により議会の認定に付するものであります。

決算の概要につきましては、損益勘定において収益的収入2億2,778万3,057円に対し、収益的支出2億1,266万643円で、純利益が657万415円となり、前年度繰越利益剰余金72万

6,935円と合わせ729万7,350円の未処分利益剰余金となりました。

また、資本的収入及び支出については、資本的収入9,294万6,000円に対し、資本的支出2億482万9,909円で、資本的収入が資本的支出に不足する額1億1,188万3,909円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額973万3,184円及び過年度損益勘定留保資金1億215万725円で補填しました。

事業概要であります。給水戸数が1,832戸、給水人口が5,316人、年間配水量は61万6,679立方メートルで、1日平均配水量は、1,690立方メートルとなり、前年度と比較して年間で1万4,595立方メートルの減となりました。

水道施設の整備につきましては、配水管布設替工事並びに配水管布設工事を実施いたしました。

次に、議案第45号 玉川村指定金融機関の指定についてであります。指定金融機関については、2年交代で指定しているところであります。

本年10月31日で、夢みなみ農業協同組合の契約期間が満了となるため、11月1日より、須賀川信用金庫を指定することについて、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第46号 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定についてであります。村が売却した旧泉保育所跡地におきまして、契約の相手方が宅地造成工事を実施したところ、売却した土地の地中から、コンクリートがら等の埋却物が発見されました。この埋却物については、売却した土地における隠れた瑕疵に該当し、民法第570条の規定により村が瑕疵担保責任を負うべきものであり、相手方が負担した埋却物の撤去等に要した費用については、村が負担する必要があります。

つきましては、損害賠償に係る和解を成立させ、損害賠償の額を決定するに当たり、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第47号 消防小型動力ポンプ積載車及び小型動力ポンプ売買契約の締結についてであります。平成30年8月20日に入札を行い、仮契約をしたところであります。地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第48号 平成30年度玉川村一般会計補正予算（第2号）についてであります。今回の補正は、須釜公民館改修工事の事業変更に係る所要額や、平成29年度玉川村一般会計の歳入歳出決算が確定したことによる繰越金に係る所要額を補正するものであります。

歳入の主なものは、繰入金で6,745万2,000円、繰越金で5,041万8,000円をそれぞれ増額し、



村債で、須釜公民館耐震改修工事及び空調設備工事に係る防災施設整備事業債を8,170万円、須釜公民館改修工事に係る公共施設等適正管理推進事業債を1億1,230万円それぞれ減額するものであります。

歳出の主なものは、4月の人事異動に伴う人件費の補正や、平成29年度決算に伴う歳計剰余金の財政調整基金への積立金等に係る総務費で9,615万6,000円、国県支出金等過年度分返還金等に係る民生費で2,037万円をそれぞれ増額し、須釜公民館改修工事、耐震改修工事、空調設備工事等に係る教育費で1億6,483万5,000円を減額するものであります。

その結果、歳入歳出それぞれ5,533万9,000円を減額し、予算総額を37億7,362万6,000円とするものであります。

次に、議案第49号 平成30年度玉川村介護保険特別会計補正予算（第2号）についてであります。今回の補正は、平成29年度玉川村介護保険特別会計の歳入歳出決算が確定したことによる繰越金に係る所要額を補正するものであります。

歳入の主なものは、繰越金で1,492万3,000円を増額し、歳出の主なものは、諸支出金で655万4,000円、基金積立金で927万8,000円をそれぞれ増額するもので、その結果、歳入歳出それぞれ1,583万2,000円を追加し、予算総額を5億8,132万2,000円とするものであります。

次に、議案第50号 平成30年度玉川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてであります。今回の補正は、平成29年度玉川村後期高齢者医療特別会計の歳入歳出決算が確定したことによる繰越金に係る所要額を補正するものであります。

歳入は、繰越金で15万9,000円を増額し、歳出は、繰出金で16万円を増額し、予備費で1,000円を減額するものであり、その結果、歳入歳出それぞれ15万9,000円を追加し、予算総額を5,945万円とするものであります。

次に、議案第51号 平成30年度玉川村農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。今回の補正は、平成29年度玉川村農業集落排水事業特別会計の歳入歳出決算が確定したことによる繰越金に係る所要額を補正するものであります。

歳入においては、繰越金で873万8,000円を増額し、繰入金で同額の873万8,000円を減額するものであります。

次に、議案第52号 平成30年度玉川村上水道事業会計補正予算（第1号）についてであります。今回の補正は、人事異動に係る人件費の補正に係る所要額を補正するものであります。

収益的収入では、営業外収益の他会計補助金で94万8,000円を減額し、収益的支出では、

営業費用の排水及び給水費で1万2,000円を増額し、総務費で96万円を減額するものであります。

その結果、収益的収入及び支出総額それぞれ94万8,000円を減額し、予算総額を2億1,155万9,000円とするものであります。

次に、認定第1号 平成29年度玉川村一般会計歳入歳出決算の認定についてであります。平成29年度の村財政運営につきましては、村民の皆様のご理解と議員各位のご協力により、「みんなで支え合う福祉の村づくり」「環境にやさしい安全・便利な村づくり」「活力ある村づくり」「人を育む村づくり」「交流と協働の村づくり」をキーワードに諸事業を計画どおり推進することができました。

また、各特別会計においても予算内で事業が執行され、各会計とも黒字で決算ができましたことに対し、議員各位に感謝を申し上げる次第であります。

本決算につきましては、去る7月25日、26日、27日、30日の4日間、村監査委員の決算監査を受け、適正である旨の報告をいただきましたので、議会の認定を求めるものであります。

一般会計歳入歳出決算の概要について申し上げますと、歳入については、各項目とも収入客体の的確な把握により過大な見積もりにならないようにし、適正な財源の確保に努めた結果、歳入総額は42億6,139万6,286円となりました。

歳入の主なものは、地方交付税が14億6,283万円で全体の34.3%、村税が8億3,439万1,478円で19.6%、村債が6億135万4,000円で14.1%、国庫支出金が3億7,768万5,071円で8.9%、県支出金が3億414万283円で7.1%、繰越金が1億7,147万9,859円で4.0%となり、国・県等への依存財源は29億3,909万5,354円で68.9%、自主財源は13億2,230万932円で31.1%となっております。

歳出については、物件費の節減に努め、公債費の確実な償還を実施し、住民福祉の充実に目指し、投資的経費の計画的執行に努めた結果、歳出合計は41億367万1,677円となりました。

歳出の主なものは、民生費が8億7,550万8,958円で全体の21.3%、公債費が7億8,795万1,076円で19.2%、総務費が6億7,760万3,213円で16.5%、衛生費が3億9,103万5,473円で9.5%、農林水産業費が3億5,831万4,320円で8.7%、教育費が3億1,188万1,643円で7.6%となっております。

歳入歳出差引額は1億5,772万4,000円となり、翌年度へ繰り越すべき財源2,730万6,000円を除くと、1億3,041万8,000円の黒字決算となりました。

次に、認定第2号 平成29年度玉川村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

であります。歳入歳出予算現額 9 億 8,090 万 4,000 円に対し、収入済額 10 億 92 万 2,402 円、支出済額 8 億 7,424 万 851 円となり、歳入歳出差引残額は 1 億 2,668 万 1,551 円となりました。

歳入の主なものは、国庫支出金が 2 億 1,184 万 5,560 円、共同事業交付金が 1 億 9,107 万 3,635 円、前期高齢者交付金が 1 億 7,882 万 9,834 円、国民健康保険税が 1 億 4,841 万 6,747 円となっております。

歳出の主なものは、保険給付費が 4 億 8,552 万 2,506 円、共同事業拠出金が 2 億 1,668 万 5,832 円となりました。

次に、認定第 3 号 平成 29 年度玉川村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。歳入歳出予算現額 5 億 6,148 万 4,000 円に対し、収入済額 5 億 6,305 万 7,353 円、支出済額 5 億 4,813 万 2,748 円となり、歳入歳出差引残額は 1,492 万 4,605 円となりました。

歳入の主なものは、支払基金交付金が 1 億 4,242 万 8,474 円、国庫支出金が 1 億 2,799 万 1,230 円、保険料が 1 億 345 万 8,800 円、県支出金が 8,118 万 6,880 円、繰入金が 7,958 万 2,700 円となっております。

歳出の主なものは、保険給付費で 4 億 8,775 万 1,923 円、地域支援事業費で 3,279 万 4,029 円となっております。

次に、認定第 4 号 平成 29 年度玉川村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。歳入歳出予算現額 5,377 万 3,000 円に対し、収入済額 5,377 万 148 円、支出済額 5,360 万 9,571 円となり、歳入歳出差引残額は 16 万 577 円となりました。

歳入の主なものは、後期高齢者医療保険料が 3,440 万 1,800 円、一般会計繰入金が 1,905 万 9,037 円となっております。

歳出の主なものは、後期高齢者医療広域連合納付金が 5,175 万 1,737 円となりました。

次に、認定第 5 号 平成 29 年度玉川村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。歳入歳出予算現額 1 億 5,230 万 1,000 円に対し、収入済額 1 億 5,348 万 7,639 円、支出済額 1 億 4,474 万 7,771 円で、歳入歳出差引額 873 万 9,868 円となりました。

歳入の主なものは、使用料及び手数料が 4,315 万 2,965 円、繰入金が 8,765 万 6,000 円となっております。

歳出の主なものは、公債費が 9,148 万 3,858 円、総務費が 3,674 万 993 円、事業費が 1,652 万 2,920 円となっております。

次に、報告第 3 号 健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてであります。平成 19 年に施行された地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく平成 29 年度決算の健全

化判断比率は、実質赤字比率・連結実質赤字比率につきましては、いずれも黒字であるため算定されておらず、実質公債費比率の3カ年平均については8.7%、将来負担比率については39.8%となっており、いずれも早期健全化基準を下回っております。

資金不足比率については、村が運営する上水道事業会計、農業集落排水事業特別会計について、いずれも資金不足となる会計がないため、算定されておられません。

なお、本比率の算定につきましては、県のヒアリングの後に村監査委員の審査を受けたことを踏まえ、本議会において報告するものであります。

以上、提案いたしました議案等について、その概要を説明いたしましたが、詳細につきましては担当課長より説明させますので、よろしくご審議、ご決定賜りますようお願いを申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（須藤利夫君） 村長の提案理由は、ただいまの説明のとおりです。

---

#### ◎散会の宣告

○議長（須藤利夫君） お諮りいたします。

議事の都合により、9月10日は休会としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（須藤利夫君） ご異議なしと認めます。

よって、9月10日は休会とすることに決定しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

なお、9月11日再開いたしますので、午前10時にご参集ください。

(午前10時36分)